

令和2年第7回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年12月3日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長 選挙管理委員会書記長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	藤波京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 笠井真一

書記 金子洋子

書記 佐藤武

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎一般質問

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、昨日に続き、一般質問を行います。
-

◇ 益子明美君

- 議長（鈴木 繁君） 7番、益子明美議員の質問を許可します。

7番、益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

- 7番（益子明美君） 改めましておはようございます。

7番、益子明美です。

通告書に基づき、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大が国内で急速に増しており、栃木県においても警戒度が引き上げられ、また、昨日の記者会見で、福田知事は、最大限の危機感を持って対応し

ていかなければならないと述べられていました。町におかれましては、引き続き感染症予防対策の徹底とともに、感染症に関する人権への配慮と、思いやりの心を持った行動の推進をお願いいたします。また、議会としても心したいと考えます。

では、質問に移ります。

今回の一般質問は、6次産業振興策についてとネット時代のメディア・リテラシー教育についての2項目です。町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、1項目めの6次産業振興策について伺います。

(1) 11月24日に行われた議会全員協議会で、第2次那珂川町総合振興計画の後期基本計画案が示されました。令和3年度から令和7年度における町の事業の重点プロジェクトとしての雇用の創出の推進には、地域の資源を生かした商品の開発、販売促進を掲げています。また、農林水産業の振興では、6次化に向けた取組を強化していくとしました。

同じく、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、食と農の拠点整備を推進するとしています。すなわち、令和3年からの5か年で食と農の6次化の拠点整備をし、そこで雇用を創出するため、商品化の開発と販売を促進していくと理解します。しかし、詳しい説明はありませんでした。

そこで伺います。令和3年からの5年間では、どのように農林水産業の6次化に向けた取組を推進するのか、具体的な取組内容を伺います。

(2) 町は9月の補正予算で、小川の農畜産物処理加工施設の移設撤去費用を予算化しました。その後、土地の所有者と土地の売買について、売却の手続を進めることで合意がされ、加工所等の移設撤去については事業中止とすると説明されました。

いずれにせよ、加工所は存続していくと理解していますので、質問内容は通告どおりにいたし、9月議会時に課長が小川の農畜産物処理加工所を6次化の拠点とするといった答弁から、現状のままで6次化拠点とすることはできるのか、また、そこで加工された商品の流通販売はどのように考えているか、伺います。

(3) 現在、生産されている農産物や水産物等について、6次化の相談はどれくらいあり、支援体制はどのように行われているのか、伺います。

(4) 町は今後、6次産業を推進していく考えを示していますが、町として推進するためには、拠点整備のみならず、個人でこれから独自に開発や加工、商品化を目指す事業者にも施設整備や設備機器導入等に向けて、国等の交付金を除いた事業者負担分について町独自に支援をしていくべきと考えますが、町の状況を伺います。

(5) 6次産業振興推進するに当たり、町は地域資源をどのように捉え、何をどのように付加価値化し、販売促進していくのか、先日の総合振興計画、後期基本計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の内容や説明からは、見えてきませんでした。

今後はどのように推進戦略を計画していくのか、また6次化推進協議会を設置する考えはないのか、伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 6次化産業振興策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、6次産業化に向けた具体的な取組についてですが、町では食と農の拠点を整備し、農産物加工施設、販売施設、食堂、食育の拠点施設、農業研修施設等の機能を持った施設を整備し、町民が農産物の加工及び販売を行える施設を整備するとしております。具体的な内容については、関係機関や関係者の意見を伺いながら、今後検討してまいります。

次に2点目、6次化の拠点とする計画の流通販売についてですが、現在、農畜産物処理加工施設については、製造したものが販売できない状態ではありますが、販売できるよう事業を進めてまいります。販路につきましては、道の駅などの店舗販売やインターネット販売、他業種との連携など、販路開拓を支援するとともに、食と農の拠点整備事業における販売施設で販売することなどを、検討していきます。

次に3点目。6次産業化の相談及び支援体制についてですが、農産物等の加工、販売に係る相談については、年間2件から3件程度の相談があるところです。支援体制については、産業振興課農政係において相談を受け付け、必要な許可や届出等の助言等を行っております。

また、県と連携を密にし、補助事業等の活用を図るとともに、農産物等の加工販売を行う場合は、町の農産物加工推進事業において、必要な技術習得や調査、研究、試作品の加工委託費、加工機械器具等の整備を支援しております。

次に4点目。6次産業化商品を提供する施設整備に係る支援についてですが、3点目でお答えしたとおり、農産物加工推進事業において、加工機械機器等の整備など、町独自の支援を行っております。

次に5点目。6次産業化に係る推進戦略及び協議会の設置についてですが、6次産業化の推進については、総合振興計画、後期基本計画やまち・ひと・しごとの創生総合戦略に位置づけており、積極的に推進したいと考えております。6次産業化を推進する上で、6次産業化の現状や問題点の整理、また取組の方向性や具体的な施策を検討するため、多様な関係者

との協力体制の構築も重要と考えるので、6次産業化推進戦略の策定及び協議会の設置につきましては、今後検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

まず、一番最初に前段として、この6次産業振興というものを、この総合振興計画、後期基本計画及び第2次まち・ひと・しごとの創生総合戦略の大きな柱として位置づけているというふうに考えていますが、町としてもそれは同じ考えでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 議員のおっしゃるとおり、重要な施策と考えております。位置づけとして考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） それでは、6次産業振興と拠点整備ということで伺ってまいりますが、拠点整備をするからには、どこの場所であるかと思っておりますが、現段階でその場所というのは、考え方としてはあるのでしょうか。

お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 拠点整備の現在考えている場所ということでございますが、現在、未利用公共施設を活用して整備をしたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 未利用公共施設ということですが、先ほどの課長からの答弁では、加工、販売、食堂、食育、農業研修施設等と幅広い事業を1か所で行う拠点整備というふうに捉えるんですが、それが全部できる場所というのは限られてくると思うんですが、そういった場所、例えば薬利小学校の跡地ということを考えていく方向でいるのかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） ただいま益子議員さんがおっしゃられました旧薬利小学校も一つの候補地として考えておるところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 一つの候補地ということですので、そこに決まったわけではないということだと思いますが、これだけの加工、販売、食堂、そして食育、農業研修施設など多様な事業を一気にできる拠点といたら限られてくると思いますが、そうすると、この拠点整備事業というのは大きな予算が絡んでくると思いますが、それに関しては、事業実施年度計画というのはどのように考えているのでしょうか。現時点で、事業実施に向けて年度計画というのはどのように考えているのか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 施設整備の年度計画ということでございますが、現段階での予定でございますが、来年度、施設等の詳細について検討をいたしまして、令和4年度に建設という予定をしているところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 来年度から新しい振興計画の後期基本計画が始まって、その期間、目玉としての政策としてこの拠点整備というのがあって、早々に施設の詳細検討に入って、令和4年度には、2年目にはもう建設ということであると、とても短い期間なんですよ。短い来年1年間でどの程度きちんとした事業を計画して、そしてこの事業は聞くところによると、地方創生交付金を使うというふう聞いていますが、その交付金を使うにはかなり高いハードルがあると思うんですね。そういったことに関して、1年間で令和4年度、建設までに持っていくための手法としては、どういったことを具体的に考えているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 1年間という短い期間で、どのようにというふうなお話もございますが、確かに1年間、短いと考えているところでございますが、できるだけ多くの方と協議を重ねつつ、計画をしていきたいと考えております。

また、来年からということでございますが、今年度もまた4か月間ございますので、しっかり今年度のうちに、現在的那珂川町におけます6次産業化というものを、現状の把握であ

ったりとか課題等、どういったものがあるのかという部分につきましては、今先行して把握をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 残り4か月の間に、現状の把握をしていくということですが、6次産業を振興していくに当たって、何をどのようにしていくのかというところで、町としての6次化の主力商品、主力加工品というのはどのように考えているのか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 加工品の品物といいますか、どのようなものを主力に考えているかということでございますが、その辺につきましても、現在的那珂川町の地域資源の中で、活用でき得るもの、また、活用して加工して販売できるものを検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 地域資源の中で活用できるものをこれから考えていくということであるんですが、もう来年度事業実施計画を立てていくんですよね。そうすると、これを目玉にしていこう、これを主力商品として加工していこうという現段階のそういった確たるものがなくて、どうしてしっかりとした6次化の拠点を建設していけるのかと、すごく、前回の全員協議会の中でもあまりにもふんわりした計画内容だったので、先ほど課長が目玉であるというふうにおっしゃってくださった割には、計画が遅れているのかなというふうに思います。

先を急ぐよりも、そこはしっかりとした主力商品を考えて、しっかりそれを販売して流通に乗せていかななくてはいけないということが一番の基本でありますので、主力商品というのをしっかり、一つに様々なものがあって、一つに絞り切れないということもあるかもしれませんが、それよりも、那珂川町と言ったらこういうものというものがあると思うんですよ。柚子なんかもその一つですよ。柚子なんかは今、加工所がないので、ほかの地域に出していたり、販売をしていたりするわけですよ。そういった元からある、那珂川町が元から育てて、長年農作物として育ててきたものを主力商品としていくということが一番、新たなものをそこからまた商品の前の段階の農作物からやるというのでは大変なので、主力商品という考え方としては柚子が一つあるのかなというふうに思います。課長は柚子に関してはどういうふうにお考えですか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 柚子ということですが、柚子につきましては、那珂川町の中、特に馬頭地区でございますが、けっこう、柚子の木が植えられてございます。また、なかなか植えて育った柚子を利用されていないというような現状も把握してございます。柚子につきましては、種とか皮とか汁とか捨てる場所がない大変魅力のあるものであると考えているところです。確かに、利用されていないものを付加価値をつけて販売する、またその生産農家のほうのやる気なども活性化していけるというようなこともございますので、一つの主力商品として柚子はあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 先に進みたいと思います。

小川の農産物処理加工場は、販売許可はいつまでに取得するのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 小川の処理加工施設の食品加工の許可でございますが、いつということですが、基本的には、こちらの加工施設を使いまして販売をしたいという農業者または法人の方が、自らその許可を取得するというのが現在の許可制度となっております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） それでは、その加工場を活用する農業者自らが販売許可を得ていれば、そこで作った加工品は販売できるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） そのような考えで理解していただいて結構です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 活用されている方が、そのような理解をあまりされていないような状況があったかなというふうに思います。ですので、それは早急に周知していただいて、販売したいという方には、そういったことをお伝えいただきたいというふうに思います。

それから、3項目めは了解いたしました。

4項目めの農産物加工推進事業補助金を設置しているのかということのお答えでしたので、これはこの補助金要綱は令和2年4月1日に制定されていますけれども、活用例は今のところどんなものがありますか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 補助事業の活用状況ということでございますが、現在のところは2件の利用がございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 2件の利用があるということですが、補助対象とする経費が技術習得、調査研究に要する経費、試作加工に要する経費、農産物加工機械器具整備に要する経費となっております。この対象とする経費の区分の枠を広げて、販路開拓、要するに、加工したんだけど販路を開拓するためのすべがないとか、そういった何かこう指導を受けたいとかということがあると思うんです。そのときに補助できると、より良いかなというふうに思います。

というのは、現在コロナ禍の影響で、酒造、酒蔵に納めるはずのさつまいもが出荷できずに、そのままになっているという状況があって、そういう方たちが別の販路を開拓するとき、どうしていいかわからないということの手助けになるわけですよ。こういったコロナの緊急事態下にはそういったことが、いろんな農作物で起きてくる可能性があります。そういった方たちに、販路開拓のための取得というんですかね、そういった枠を広げて補助対象とするお気持ちはないか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） こちらの補助事業のほうに、販路開拓のメニューを作って推進が必要ではないかなということでございますが、確かに加工品を作りまして、その販路が確保できないというのが一番大切なところだと考えております。販路開拓につきましては、これは町の推進事業のほかにも、県、国の補助事業等もございますので、そのような補助事業を活用していただきながら、それでも必要があるということであれば、町としましても、一つのメニューとして検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） さらにその販路開拓ということでは、これから第3次の地方創生臨時交付金が来る予定で、その内容がどうなのかなというふうに思っているところではありますが、この新型コロナウイルス感染症対策で、地域経済の回復と活力を図るために農産物を生かした新商品の開発、研究及び販路開拓というメニューで補助金を出せるというふうになっているのですよね。そういったことを活用している町があります。ですから、緊急に第3次の地方創生臨時交付金がメニュー化されたときに、このことを予算化していくという考えはありませんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） そのような事業が利用できるのであれば、検討して利用していきたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、（5）で協議会の設置ということですが、その協議会に外から外部人材として、より専門的な知見を持っている方にお入りいただくというのも一つかなというふうに思います。その中で、先日、議会勉強会でお招きした帝京大学の地域経済学部の五艘みどり先生はいかがかなというふうに考えています。五艘先生は、京都府の和束町で中小企業庁での委託事業、ジャパンプランド育成の採択などにも関わった経験があります。そういった国の事業採択に詳しい知見をお持ちでありますので、そういった先生をアドバイザーとしてお招きして協議会の中で話を詰めていくという考えもあると思うんですが、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 最初の答弁の中で、協議会を設置して、設置については検討してまいるといってお話をしました。先ほど、議員からお話しありました外部の有識者のアドバイザーということでございますが、その辺も中ばかりではなくて外から見た意見も必要かなと考えておりますので、その辺は検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） この6次産業振興策というのは、新しい後期基本計画の目玉でありますので、しっかりとした事業計画と販売戦略を立てることが一番重要かと思っておりますので、そういったところをしっかりと計画していただいて、実りある事業にさせていただくことを要望して、1項目めの質問を終わります。

2項目めの質問に移らせていただきます。

ネット時代のメディア・リテラシー教育について。

インターネットを通じて様々なコミュニケーションが行われる日常が当たり前となった現代では、生活のあらゆる場面で新しい常識が生まれています。情報社会を生きる子供たちがメディアの特性を理解し、メディアからの情報を見極めるための能力は、ネット利用環境が低年齢化している今、早急に身につけるべき能力の一つであることは、間違いないと思います。そこで伺います。

（1）学校教育現場では、子供たちが普段どの程度スマホやゲーム、その他でインターネットを利用しているか、実態を把握しているか、伺います。

（2）インターネットにつながることで、私たちは様々な便利さを享受していますが、一方で、子供たちにとっての深刻な問題も出てきました。ネット依存やネットいじめ、不適切な情報に触れたりゲームの課金で高額請求が来たり、健康面や学習面での影響は深刻さを増しています。そのような危険性について、子供や保護者が学ぶ機会はどのようなものがあるか、伺います。

（3）新しい学習指導要領では、生徒が自主的、能動的に学ぶ力を身につけていくことを重点目標に、学習時にはICTを活用していくこととしています。情報モラルやメディアに対する自己コントロール力を身につけ、かつ批判的分析評価と創造的自己表現力を備えた人材育成は、教育現場ではどのように行われているのか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

〔教育長 吉成伸也君登壇〕

○教育長（吉成伸也君） ネット時代のメディア・リテラシー教育についてのご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目と3点目についてお答えをします。

まず1点目、子供たちのインターネット利用の実態把握についてですけれども、各学校では、テレビ、ゲーム、スマートフォン、パソコン等、電子メディア全体の使用時間に関する調査は実施しております。その中で、インターネットの利用時間、これについては把握でき

ておりません。

次に3点目、ネットを活用できる人材育成についてですけれども、社会の情報化が急速に進む中、児童・生徒が自分の意思で必要な情報や情報手段を選択し、使いこなすことができる情報活用能力の重要性がますます高まっているところでございます。また、インターネットは便利ではありますが、危険もたくさんあり、児童・生徒がネットトラブルに巻き込まれないように、正しい知識も一緒に身につけなければならないと考えております。

現在、学校では情報教育全体計画により、児童・生徒の発達の段階や特性を考慮しながら、育てたい資質、能力を設定し、学校の教育活動全体において情報活用能力及び情報モラルに関する指導を実施しているところでございます。具体的には、インターネットによる調べ学習、コンピューターを使用した発表資料の作成、プログラミング的思考の育成、インターネットにおける利用のマナーやルールについての指導等を実施しております。その中で、ホームページに記載されている内容の理解やSNSの危険性など、メディア・リテラシー教育について、実践的な指導を行っております。

また、当町でも今年度、児童・生徒に1人1台のノート型パソコンが整備されることにより、インターネットがより身近になることとなります。指導する側においても、教員のICT活用指導能力の向上に努め、児童・生徒が情報活用能力を身につけられるよう支援してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） ご質問の2点目、インターネットの危険性を子供が生まれた時から保護者が学ぶ機会について、お答えいたします。

最近の傾向としまして、物心がつく前から様々な情報機器に触れる子供が増えています。動画視聴やゲームといった娯楽のほか、知育目的での利用など、未就学児であってもスマートフォンやタブレットの使用は一般的になってきております。

低年齢の子供にインターネット接続ができる機器を使用させる際には、目の届く範囲で使わせている保護者が多いと思われませんが、それでもトラブルは完全に回避できず、知らないうちにメールを送ったとか、知らないうちにゲーム等の課金をしたなど、低年齢の子供がトラブルを起こすケースも起こっております。

子供をインターネットによる被害から守るため、保護者もネットトラブル回避に関する学習が必要となっておりますが、その機会としましては、テレビや本、雑誌、パンフレット、

インターネットからの知識などが多いと思われま

す。
町としましては、現時点では未就学時の保護者向けの講習会等は実施しておりませんが、
今後は、認定こども園の保護者会や子育て支援センター、1歳6か月児、3歳児など乳幼児
健診などでお集まりいただいたときに、インターネットトラブルを回避するための学習の機
会を提供してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 内閣府の令和元年度の青少年インターネット利用環境実態調査の結果
ですが、10歳から17歳では93.2%が利用、0歳から9歳でも57.2%、3歳からは50%とい
うふうに低年齢化しています。先ほど、子育て支援課長の答弁にあるとおり、未就学児の保
護者に向けた学習の機会の確保というのは、さらに重要度を増してくると思いますので、ぜ
ひ実態に沿った学習機会を計画に位置づけて、まずは学校に入る前に行っていただければと
いうふうに思います。

その中で、具体的に来年度はこういう形にしようというのがあれば、最後に1点だけお伺
いしておきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） それでは、私から来年度に向けて、まず取り組んでいることなんで
すけれども、教育委員会において、現在、携帯電話等に関するルールというのを新しくする
予定になっております。それはリーフレットの形で、全保護者向けに配布をする予定です。
それは現在検討しておりますので、それに基づいてさらにメディア・リテラシーの教育を推
進してまいりたいと思っています。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 子育て支援課の関係に関しましても、保護者会、例えば認
定こども園の保護者会でそういった情報提供するとか、講演会するとか、それから健診のと
きにネットトラブルに関する関係のチラシを配布したりして説明したりとか、そういった取
組を実施していきたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） ぜひ、すぐにでもこの低年齢化しているネット環境に応じた学習の機

会を設けていただいて、よりよいメディア・リテラシーの教育につなげていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了といたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木 繁君） 7番、益子明美議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 川 上 要 一 君

○議長（鈴木 繁君） 9番、川上要一議員の質問を許可します。

9番、川上要一議員。

〔9番 川上要一君登壇〕

○9番（川上要一君） 9番、川上要一です。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が第3波となって猛威を振るっている状況であります。まだまだ収束のめどが立たない今日この頃であります。町民の皆様のご努力と感染防止策への徹底したご協力に敬意を払いたと思います。そして、何よりも最前線でその対応に命がけで取り組んでおられる全ての関係者の皆様に心より感謝を申し上げ、一日も早い平常を取り戻せますよう祈ってやみません。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、11月15日に執行されました栃木県知事選挙開票作業において、絶対やってはならない集計の際の最後の体制の不備、一時的には栃木県選管の数値にまで影響を及ぼしたこと、大変遺憾に存じます。もう既に、町長、副町長、担当課長、公に謝罪をされておりますので、

これについては答弁は要りませんが、人間には必ず間違いがあります。しかし、その間違いを二重、三重のチェック体制でとどめて、正確な数字を再確認して出していくことが絶対でございます。今後、このような事象が二度と起こりませんよう、肝に銘じていただきたいと思います。選挙関係の一般質問でありますので、苦言から入ってしまって申し訳ありません。議長からも遺憾の言葉もありましたが、併せて強く申し伝えたいと思います。

本日は、町の選挙投票率向上施策について、1項目についてのみ質問をさせていただきます。

先頃、議員研修会がありまして、タイムリーにも今回の一般質問の内容と合致するテーマ、若者の政治参加の意味と現実という内容でありました。その研修内容も一部参考にさせていただきながら、質問また提案をさせていただきたいと思いますので、積極的、建設的なご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、昨年の参議院議員選挙を踏まえまして、今回の栃木県知事選挙投票率の評価と、今後の投票率向上対策について町の見解を伺います。

2番目として、上記選挙の年代別投票率及びその特徴について伺います。

3番目に、各選挙において、期日前投票条件緩和によりまして、期日前投票の割合が多くなりましたが、ここ5年間の推移を伺いたいと思います。

4番目に、選挙投票率向上施策として、移動投票所を設置する考えがあるか、伺いたいと思います。

5番目に、18歳である高校生に選挙権が与えられました。政治に関心を持ってもらうためにも、期日前投票所を馬頭高校に設置できないか、お伺いをいたします。

最後に、小・中学校では、選挙権行使の重要性を啓発する教育をどのようにされているか、お伺いをしたいと思います。

以上、第1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 繁君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（岩村房行君） 町の選挙管理委員会書記長として、町の選挙投票率向上の施策についてのご質問に、お答えさせていただきます。

私から、細目1点目から5点目までお答えさせていただきます。

まず、1点目。参議院議員通常選挙、栃木県知事選挙の投票率の状況と今後の投票率向上についてでございますけれども、まず、投票率は、昨年の参議院議員通常選挙につきましては、47.46%、今回の知事選挙につきましては、46.63%でありました。今後の投票率向上

についてでございますけれども、これまで行ってきました町広報紙やホームページ、ケーブルテレビでの文字放送や音声告知放送での周知、これらのほか、県の選挙管理委員会とも連携を図りながら、先進事例などを参考に、投票率向上のための方法を検討していきたいと考えてございます。

次に2点目。年代別投票率及びその特徴についてでございますが、年代別の投票につきましては、投票全体を年代別に集計はしてございませんので、各選挙において、県に選挙後に報告する町全体の投票率に最も近い投票区の調査における数値での報告とさせていただきます。

まず初めに、参議院議員通常選挙につきましては、10代が44%、20代が30%、30代が42%、40代が45%、50代が55%、60代が58%、70代が52%、80代以上が33%となっております。

次に、先日執行されました栃木県知事選挙におきましては、10代が44%、20代が35%、30代が40%、40代が同じく40%、50代が53%、60代が55%、70代が58%、80代以上が31%となっております。

特徴としましては、どちらの選挙におきましても、10代は44%とまずまずの投票率ではありますが、20代になると30%台と低く、そのあと年代を増すごとに投票率が高くなりまして、中高年層の投票率が高い傾向にございます。80代以上の高齢層、そして20代の若年層は投票率が低いという傾向になってございます。

次に、3点目の5年間の期日前投票の割合についてでございますけれども、平成28年から本年の5年間の国、県、町の選挙としましては、9選挙ございまして、うち、7選挙が投票となっております。

投票となった選挙の期日前投票の割合でございますが、本年の栃木県知事選挙は40.0%、昨年、令和元年の参議院議員通常選挙は39.9%、平成30年の那珂川町議会議員選挙は29.7%、平成29年の衆議院議員総選挙は44.6%、同じく平成29年の那珂川町議会議員補欠選挙は31.2%、平成28年の参議院議員通常選挙は33.7%、同じく平成28年の栃木県知事選挙は31.4%。

以上、7選挙の期日前投票の割合でございますが、このような状況でございます。

次に、4点目の移動投票所の設置についてでございますが、昨年の参議院議員通常選挙におきましては、県内では市貝町と隣接的那須烏山市で、臨時の期日前投票所を設置しております。参考に、那須烏山市におきましては、4か所を車で移動しながら90分ずつ設置してい

た状況のようでございます。投票率向上の施策としまして、この移動投票所のほか、デマンドタクシーの往復無料乗車券というものを交付している自治体もございました。

当町におきましても、こういった先進例を参考に、移動投票所だけではなくほかの方法も含めて、投票率向上の調査研究を行ってまいりたいと考えてございます。

次に5点目。期日前投票所の馬頭高等学校設置についてでございますが、現在、県内の高校に投票所を設置した市町選挙管理委員会は、那須烏山市だけでございます、烏山高校1校でございます。高校に臨時投票所を設置するとなりますと対象者が限定されますので、こういったことから、開設については、今後慎重に検討する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 私のほうからは（6）番、6点目、選挙権行使の重要性を啓発する教育について答弁させていただきます。

選挙権行使の重要性を啓発する教育についてになりますが、小学校、中学校段階から、主権者としての意識の涵養につながる取組を推進することが重要となります。また、満18歳への選挙権年齢の引下げによりまして、小学校、中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることについても重要となってまいります。そして、新学習指導要領におきましても、現代的な諸課題に対応できる資質、能力として主権者として求められる力が掲げられております。

具体的には、法や決まりについての理解や公正に判断する力、合意を形成する力、国家、社会の形成に主体的に参画しようとする力、これらを育成することが重要とされております。

これを受けまして、本町においても、小学校の社会科においては、町による公共施設の整備、租税の役割、中学校の社会科におきましては、民主政治の来歴、民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など、国民の政治参加との関連について学習を行っているところでございます。自分たちの住む那珂川町を取り上げることや実際の具体的な事象を取上げ、協議したりすることで、児童・生徒の興味、関心を高め、選挙権を行使することが、誰もが安心できるまちづくりにつながることを学んでいるところでございます。

また、選挙管理委員会からの投票箱や投票記載台の貸出しによる生徒会選挙の実施、選挙啓発ポスターの掲示等、選挙管理委員会と連携し、啓発活動を行っております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川上要一議員。

〔9番 川上要一君登壇〕

○9番（川上要一君） 丁寧に説明をいただきまして、ありがとうございます。

まず、第1項目目の細目第1項などについて、再質問をさせていただきます。

先月15日の執行された知事選挙の投票率46.63%ということで、本当にこれは頑張ったんだなというふうに受け止めます。あらゆる告知、メディアを使って毎日毎日事務の方が町民の方に訴えられていたということも踏まえて、今こういう結果が出たんだろうとも思います。候補者を抱えていない市部郡としては、もう本当に最高クラスだったという説明もございました。それでも50%を下回ったということで、これは日本全体の憂うべき状況だと思うんですが、何とか諸外国、先進地に追いつけるような70%、75%という数字も出ておりますので、いろんな施策を駆使してそれぐらいにもっていけたらなというふうに感じております。

投票率向上施策、いろいろ、選挙管理委員会を中心に書記さんも頑張ってやっているとは思いますが、そのような中で、やはり投票率がもっともっと10代が低いと思ったんですが、案外と高いことにほっとしたわけでございます。これから日本を背負う若者が、ほかの地域ですと、もう二十何%というような驚くべき数字が出ておりましたので、今回の数字はやはりそのような効果が、徹底した告知の効果が出たんだなということで感謝を申し上げます。

1項目目の細目については、以上で終わりにします。

次に、上記選挙の年代別投票率、その特徴を伺うということで説明がございました。ただいまも言いましたように、各年代別にずっと1投票所でしか出ていないわけですが、やはり10代はまずまずの成果が出ていますが、特に20代があらゆる選挙において低くなっている。当町においても、この1選挙区であります、やはり低い結果が出ているということで、これは何らかの施策が必要じゃないかなというふうに考えます。年代を中高年までは大体高くいつているんですが、80代以上は、これは物理的になかなかできないということもあるものですから、このような数字が出たんじゃないかなというふうに解析をしたいと思っております。

それでは、3項目目の再質問に入らせていただきます。

ここ5年間の当町の選挙における期日前投票の割合でございますが、やはりこの期日前投票、毎回毎回選挙のたびに上がってきております。この期日前投票が条件緩和がされて、投票しやすくなったというようなこともありましたけれども、この期日前投票が、今までのままでしたらどうだったんだらうというふうに、それこそ危惧をしなければならない点であります、この期日前投票がこれだけ選挙民に受け入れられているということは、やはりここに一工夫をしていけば、さらに投票しやすくなっていくんじゃないかなというふうに思っ

おります。

あと、一工夫の件についてもありますんで、期日前投票プラス一工夫、そういうことでやれば、もっともっと投票率が上がっていくんじゃないかなというふうに分析をされるわけでございます。

3項目の期日前投票については、以上で終わりにします。

4項目の投票率向上を施策として、移動投票所を設置する考えがあるかないかということでお伺いしましたが、これはやはり成果が出ております。まず、東北地方や山陰と、僻地と言われる地域から始まりましたが、その移動投票所を取り入れることによって相当そのポイントが上がってきたという実績もありますから、期日前投票の期間内において、期日前投票を1日待ち受けるという状況になっておりますが、そこから一歩踏み出しまして、物理的にちょっと投票所まで遠いとか、いろんな条件で投票に来られないという条件もありますから、それらが移動投票所の設置によって救われるんじゃないかなというふうに考えております。

県内でも、先ほどご説明があったように、隣的那須烏山市でもいち早く取り入れております。その結果はまあまあだったというようなことも聞いておりますが、ほかの県の先進地の導入後の結果を見ますと、相当上がっているんですよ。やはり地域的な特徴もいろいろありますから、それはそういうことで、そのパーセントも違うんだとは思いますが、当町においても、やはり投票所まで、今までは地区の公民館等で投票できたんだけど、選挙投票所の統合によってちょっと遠くなっちゃったということがありますんで、それらも踏まえて、先ほどもデマンド交通の券の発行とかそういう対策がありました。移動投票所、これはバスとかワゴン車を改造してできるというような先進事例もありますので、その設置費用については、国の処置で補えるということでもありますんで、移動投票所について再度質問したいと思うんですが、それらを踏まえて移動投票所の設置をどういうふうに考えているか。

選挙管理委員会では、委員会の会議の中でなかなか難しいというようなことが出されているのか、それとも、また委員会の会議にはかかっていないということか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（岩村房行君） 移動投票所の実施ということに関しまして、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、移動投票所を設置できれば、投票所が遠い方にとっては投票がしやすくなるということは、周知の事実かと考えます。選挙管理委員会の中では、具体的に話

し合ったということにつきましては、ないわけではございませんが、設置に向けての前向きな議論というまでには、まだ至っていないと思っております。

それから、車両の改造等の件に関してなんですけれども、これもやり方次第かと考えます。通常の大きめのワゴン車を使って、その中でやるためには、当然ながら中を空にするという改造が必要になってきます。そこに、車両に投票人が乗り込むという行為も必要ですので、その辺のバリアフリー、バリアフリーというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、そういったことに対する改造が必要かと。そうすると、地区の集会所に向いて、その集会所のある一区画なり部屋を借りて、短時間ではありますがそこで実施するという方法もあり得るかと思っておりますので、その辺、町にとって一番いい方法は何かというのは、今後検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 質問の途中ですが、川上議員に申し上げます。質問に際して、簡潔に明瞭をお願いいたします。

川上要一議員。

〔9番 川上要一君登壇〕

○9番（川上要一君） 書記長からご答弁がありました。投票率が大きく影響してくるのはやはり投票所の場所だということが、これは多くの関係者の皆さんからあります。自宅からどの程度のところにあるかということも関わってくるし、とくに、高齢者の方にとっては投票所の場所がやっぱり、これから高齢化が進む中で、車を運転できない、公共交通機関も少ない中で、投票したい気持ちがあるんだけど、投票権を行使できないというふうな人が、これから高齢化に向けてどんどん増えてくるんじゃないかというふうに感じております。そういう状況を踏まえて、できるだけ選挙管理委員会の会議の中でも、それを話題に入れて検討していただきたいなというふうに要望申し上げます。

移動投票所については、以上といたします。

5番目の馬頭高校への期日前投票を、期間を利用して、移動投票所を設置してはという質問で、なかなかこれは難しいというような書記長からの先ほどの答弁でありましたが、これはほかの県の先進地の状況を踏まえて申し上げますと、やはり高校とか大学とか、その構内に移動投票所を設置するとやはり効果が出たと、二点何%とかそういう効果が出たという結果が出ております。その近くの有権者にも対応して投票できるということもあったようですので、これらも踏まえて、これは完全にシャットアウトじゃなくて、これはもう選挙管理委

員会で会議に上げていっていただきたいなというふうに思います。

高校生、18歳以上に選挙権が与えられましたので、やはりこの選挙の第1回目だと思うんですね。この選挙で一票が投じられるというのは、本当にやっぱり忘れられない事情でありますので、投票率に与える影響というのは限定的なものにはなるかなとは思いますが、その18歳に達した生徒が投票するのを後輩たちが見て、選挙を身近に感じられる、将来有権者として意識を醸成されるためにも、非常に私は効果があると受け止めておりますので、それはもうその会議にかけていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、6番目の小・中学校の選挙権行使の重要性に関して、そういう子供たちにどのような教育をされているかということで、先ほど学校教育課長から本当にご丁寧な答弁がございました。選挙権引下げによって、小・中学校の頃からやっぱり体系的に教育を行っていくことがやはり重要だということで、もちろん小・中学校の教育のみならず、家庭や私ども大人の背中を見て、子供たちも政治への関心が培われていくということもありますので、まさに小・中学校の教育の中でも、本当に細かくこの当町、自分の生まれた町のいろんな施設やその他の整備、中学校の社会科においては民主政治の来歴、民主政治の精神、公正な政治ということで教育がされているんだよというふうなことが、答弁がありましたが、主権者教育という、このところ、18歳以下に投票権が付与されましたその後、総務省、文科省か出ておりますが、この主権者教育について少しお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 主権者教育についてですが、主権者教育は、社会の中で自立し、他者と連携、協議しながら社会を生き抜く力、それから地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を養う子供を目的とした教育となります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川上要一議員。

〔9番 川上要一君登壇〕

○9番（川上要一君） ありがとうございます。

学校教育課の中でも、子供たちのまさに主権、主権者として求められる力といういろんなものを教育の中に取り入れているんだということであります。まさにこれは大切な教育につながるんだなというふうに思っておりますので、今後も、この選挙や政治というものを身近

にやっぱり感じてもらうためには、子供たちからやはりこういう教育をしていくことが重要でないかと考えておりますので、さらに検討していただきたいと思います。これは、教育委員会、そして選管や学校現場において、参加型、体験型のそういう教育をしていくということで、さらに検討していただきたいと思います。

学力向上をはじめ、教育現場において様々な教育的課題があります。今、本当にカリキュラムもなかなか大変な中でありますが、この主権者教育も大きな課題の一つであります。参加、体験型がとても効果的であると認識しては、先ほどの答弁でもそのような答弁がありました。過去の経過なども踏まえた上で、様々な取組をしていただきたいと思います。将来の有権者である子供たちが政治や地域の関心を高めて、選挙の大切さを理解するということが極めて重要であります。将来の投票率の低下の防止につながる、必ずつながるとは思いませんが、この主権者教育の推進をしっかりとやっていただく体制を整備していただきたいなというふうには考えております。

最後に、投票率を上げる、投票率向上ということも大事ではありますが、併せてやはり自分の考えを持って選挙というものに臨んでいただく、そういう力を子供たちにもつけさせていただきたいと思いますというふうに、教育の現場でそのように子供たちに教えていただきたいというふうに思っております。いろんな当町の選挙、投票率の向上の施策が考えられておるようでございますが、各選挙でこれから投票率が断然トップクラスに躍り出ますように、それを目指して、政治への関心が非常に高い町、子育て、環境施策、福祉施策がトップクラスの町、そして毎日報道されている新型コロナ陽性者の栃木県、地図上での真っ白な那珂川町、広く県内外にアピールできているのではないのでしょうか。コロナ禍を逆手に取ることは不謹慎と取られるかもしれませんが、現実の実態でありますので、これからも町民皆さんで頑張っていけたらなというふうに思っております。

選挙投票率向上についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎発言の訂正

○議長（鈴木 繁君） 9番、川上要一議員の質問が終わりました。

ここで、昨日の川侯義雅議員の一般質問に対する答弁について、子育て支援課長より訂正がありますので、発言を許します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） それでは、昨日の川俣義雅議員の一般質問の答弁の中で、地方自治法第238条の4の条文の解釈に関する答弁で、地方自治法第238条の4の条文は議会の議決を経ないで貸出しができる場合を列挙したもので、こちらに該当していれば議決なしで貸出しができるが、今回の場合はこれに該当しないので、地方自治法第237条第2項により議決したと答弁いたしました。しかし、答弁に誤りがありまして、正しくは地方自治法第238条の4、第2項、第1号に該当し、その上で地方自治法第96条の規定により無償で貸し付けることを議決したとなりますので、訂正いたします。

答弁に誤りがありましたこととおわび申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時41分